

「令和6年度県有施設等への電気自動車用急速充電設備導入事業」 仕様書

1. 事業目的

本県は、令和6年3月に「徳島県GX推進計画」を策定し、脱炭素化を加速する重点施策のひとつとして、「ゼロカーボン・ドライブ」を掲げており、県有施設等へ電気自動車用急速充電設備を導入することで、電気自動車（以下、「EV」という。）の利用環境の整備を行うことを目的とする。

2. 事業概要

(1) 事業名

令和6年度県有施設等への電気自動車用急速充電設備導入事業（以下、「本事業」という。）

(2) 事業の内容

本事業は、県が所有する施設等の駐車場を活用し、EVが利用可能な急速充電設備（看板、配線等の附帯設備等を含む。以下、「EV急速充電設備等」という。）を整備する。

なお、EV急速充電設備等の設計、設置工事、維持管理、充電設備の利用システム等の整備及び運用に係る一切の費用は、事業者の負担とする。

ア 事業者は各施設を使用するにあたり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項に基づく行政財産の目的外使用許可を受けること。

なお、事業期間中の使用に伴う施設使用料金等は徳島県行政財産使用料条例(昭和39年条例11号)に基づき、事業者が負担すること。

イ EV急速充電設備等の設置場所が市町村有地である場合は、市町村と調整の上、市町村が指定する所定の手続を行うこと。

ウ EV急速充電設備等の設置場所が道路区域である場合は、県が指定する所定の手続きを行うこと。

エ 事業者は、対象施設において可能な限りEV急速充電設備等の設置を検討し、設置可能な対象施設について、当該施設の駐車場にEV急速充電設備等を設置すること。なお、設置の際は施設の駐車場区画等を十分に考慮し、施設の運用・維持管理等に支障をきたすことのないようEV急速充電設備等の規模を検討するものとする。

オ 本事業の実施に伴い国の補助事業を活用する場合は、事業者により申請等を行い、補助事業の条件に適応した内容で実施するものとする。

カ 事業者は、利用者から利用料を徴収し、利用料金については、事業者が決定するものとする。

キ 充電設備の種類については、急速充電器(出力50kW以上)とする。なお、充電時の電力については、原則事業者が、新規に電線引込工事を行った上で、小売電気事業者と電力供給契約を締結することにより、直接調達すること。

ク 耐用年数を経過している既設のEV急速充電設備等については、事業者にお

いて、積極的に入替えを検討すること。なお、既設置設備の撤去にかかる費用は事業者が負担することが望ましい。

ケ 事業者は設置したEV充電器について、県が実施する「『すだちくんEV Charger』認定制度」の認定を受けること。

コ 事業期間終了後は、事業者の負担により、県が指定する期限内に原状回復を行うこと。ただし、県と協議の上、上記以外の方法について合意が得られたEV急速充電設備等についてはこの限りではない。

3. EV急速充電設備等を設置する候補施設

別表「対象施設（予定）」のとおり。

4. 本事業の実施期間

(1) 事業期間

協定を締結した日から運用期間満了日までとする。

(2) 運用開始時期

EV急速充電設備等の運用を開始する時期は令和7年度中とし、県と事業者との協議により決定するものとする。

(3) 運用期間

運用期間は、EV急速充電設備等の運用を開始した日から起算して最低8年間とし、運用期間中は事業者の責任において、EV急速充電設備等の維持管理及び運営を行うものとする。ただし、双方の協議により、運用期間を延長することとなった場合は、この限りではない。

5. 本事業の実施に伴う条件等

(1) EV急速充電設備等の営業時間については、設置する施設の利用時間の範囲内で設定するものとする。

(2) 充電をする際に利用する駐車区画については、設置する施設の行事等により施設利用者が一時的に増える場合は、一般の駐車区画として開放するものとする。

(3) EV急速充電設備等の設計・整備、運用管理、保守メンテナンス等、EV急速充電設備等の運用に係る一切を事業者の負担により行う。また、第三者との間における紛争等に関しては、事業者として責任ある立場で解決するものとし、県は一切の責任を負わない。

(4) EV急速充電設備等の整備等に係る各種の手続きに要する費用は、事業者の負担とする。

(5) EV急速充電設備等の整備にあたっては、事業者は、事前にEV急速充電設備等の仕様、施工方法を記した施工計画書を県に提出し、県の承諾を得るものとする。

(6) 設置工事は、施設の運用を維持したまま行うものとし、やむを得ず停電作業等が必要な場合は、事前に県と協議を行うものとする。

(7) 本事業を実施するにあたり、事業者が県との間に取り交わす協定に定める

義務を履行しない場合には、協定を解除することがある。この場合、事業者の責任と負担により速やかに原状回復すること。

- (8) 事業者は、EV急速充電設備等の事業期間中に事故や障害等が発生した場合は、速やかに県に連絡した上で対応し、その結果を県に報告しなければならない。また、県や利用者から事故等の連絡を受けた場合についても同様である。
- (9) 事業者は、施設の建築物や電気系統に損傷又は損害を与えた場合やEV急速充電設備等の整備及び管理に関する県との合意事項等（協定書、行政財産使用許可書等において定める事項）に適合していないことにより施設等に損害を与えた場合、その他事業者の責めに帰すべき事由により県または第三者が損害を被った場合は、事業者がその損害を賠償する義務を負う。
- (10) 事業者は、本事業を継続できなくなった場合は、県が適切と認めた新たな事業者に権利及び義務を継承させることができる。
- (11) 事業者は、関係法令等を遵守するものとする。
- (12) 事業者からの企画提案内容が達成できないことによる県の損失は、原則として、事業者の負担とする。
- (13) 事業者は、事業の進行に合わせて、適宜県と協議・打合せを行い、その記録を議事録として作成し、相互に確認したものを県に提出すること。
- (14) 事業者は、設置したEV急速充電設備等の利用状況を毎年県に報告すること。
- (15) 事業者は、業務上知り得た内容、情報等を第三者に漏らしてはならない。事業終了後も同様とする。
- (16) 本仕様書に定める事項に疑義が生じたとき又は定めのない事象が発生したときは、県と協議の上、決定する。

対象施設（予定）

No	施設名称	所在地	既設充電器設置の有無
1	徳島県庁（万代庁舎）	徳島市万代町1丁目1	
2	道の駅ひなの里かつうら	勝浦郡勝浦町生名月ノ瀬 4-1	○
3	道の駅温泉の里神山	名西郡神山町神領字西上角 151-1	○
4	道の駅わじき	那賀郡那賀町中山字関ヶ原 34-56	○
5	道の駅藍ランドうだつ	美馬市脇町大字脇町 55	○
6	道の駅第九の里	鳴門市大麻町桧字東山田 53	○
7	道の駅もみじ川温泉	那賀郡那賀町大久保字西納野 4-7	○

※「既設充電器設置の有無」欄に「○」が付いているものは、耐用年数を経過している既設のEV充電設備有り。

※No. 3～No7については、既設のEV充電設備等の設置場所が「道路区域」となっている。